**平成３０年（フ）第１６８号**
東京都国立市青柳238番地の11平野ハイツ202
債務者　大久保　浩
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第２４１号**
東京都多摩市和田３丁目４番地５―107
債務者　繁浪　将志
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第２８９号**
東京都羽村市富士見平２丁目１番地14丸順ハイツⅠ305
債務者　トーマ　アラカキ　ウエンデイ　モニカ
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第４１号**
沖縄県宜野湾市野嵩３丁目17番２―302号　リバーガーデン
債務者　宮里　敬子（旧姓當山）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成３０年（フ）第２９７号**
東京都八王子市東浅川町284番地１
債務者　田中達世史
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第１３４号**
静岡県焼津市塩津147番地の10
債務者　美木　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第３８５号**
横浜市都筑区牛久保西１丁目24番58号　ノーザンハイムⅠ　201
債務者　大竹口敏明
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第５１０号**
横浜市港南区野庭町658番地　野庭住宅８棟104号
債務者　定山　友子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**平成３０年（フ）第２３号**
北海道留萌市潮静１丁目７番地の７　リバーハイツM05　305号室、住民票上の住所北海道留萌市南町３丁目42番地の４
破産者　橋詰　　博
1　主文　当裁判所が平成30年３月７日午後５時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道留萌市南町３丁目42番地の４」とあるのを「北海道留萌市潮静１丁目７番地の７　リバーハイツM05　305号室、住民票上の住所北海道留萌市南町３丁目42番地の４」と更正する。
2　決定年月日　平成30年３月30日
旭川地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**平成２９年（フ）第３３４号**
沖縄県浦添市内間４丁目20番28号山川アパート203号（前住所沖縄県浦添市牧港２丁目46番８―403号ヴィラマチナトⅡ）
破産者　渡久地華連
1　主文　当裁判所が平成29年12月８日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「沖縄県浦添市牧港２丁目46番８―403号ヴィラマチナトⅡ」とあるのを「沖縄県浦添市内間４丁目20番28号山川アパート203号（前住所沖縄県浦添市牧港２丁目46番８―403号ヴィラマチナトⅡ）」と更正する。
2　決定年月日　平成30年３月26日
那覇地方裁判所民事第３部

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第３００号**
神奈川県横浜市保土ケ谷区星川２丁目12番地６
破産者　一般社団法人ビリーヴ・ライフ
1　決定年月日　平成30年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２９年（フ）第３３９号**
岐阜県瑞穂市生津内宮町１丁目64番地１　エステイタスＭＮ―１　１Ｃ号
破産者　早川　征三
1　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
2　一般調査期日　平成30年５月15日午前10時
平成30年３月22日　岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第４３０７号**
大阪府高槻市奥天神町１丁目14番16号
破産者　草野　眞行
1　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
2　一般調査期日　平成30年５月31日午後２時
平成30年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第８０４号**
神戸市中央区元町通５丁目８番３号
破産者　阪神エンジニアリング株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
2　一般調査期日　平成30年５月９日午前10時15分
平成30年３月29日
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５６５号**
愛知県津島市越津町字柳之内85番地
破産者　株式会社アートプラン匠
1　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
2　一般調査期日　平成30年６月14日午前10時
平成30年３月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３３６８号**
大阪市東成区東小橋３丁目18番20号
破産者　有限会社ｄｒｏｐ・ｉｎ
1　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
2　一般調査期日　平成30年７月９日午後２時
平成30年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部